

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から同年12月まで

集金人から勧められ国民年金に加入し、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、申立期間について夫は納付済みで、私は未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が併せて納付していたとする申立人の夫の保険料は、申立期間を含む国民年金加入期間においてすべて納付されており、申立人は保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、特殊台帳によると、申立人及びその夫の国民年金加入期間（申立期間を除く。）における国民年金保険料の納付方法は、夫婦同一であることが確認でき、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたとする申立内容は基本的に信用できる上、申立人の夫は、申立期間の保険料を特例納付していることが確認でき、申立人は、保険料の納付意識が高かったこと、及び夫婦二人の保険料を一緒に納付していたことを踏まえると、申立期間の保険料について、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年8月31日の標準賞与額に係る記録を40万5,000円に、同年12月28日の標準賞与額に係る記録を48万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月31日  
② 平成19年12月28日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿（写）から、申立人は、平成19年8月31日は40万5,000円、同年12月28日は48万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年8月31日の標準賞与額に係る記録を15万6,000円に、同年12月28日の標準賞与額に係る記録を20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月31日  
② 平成19年12月28日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿（写）から、申立人は、平成19年8月31日は15万6,000円、同年12月28日は20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年8月31日の標準賞与額に係る記録を15万6,000円に、同年12月28日の標準賞与額に係る記録を19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月31日  
② 平成19年12月28日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿（写）から、申立人は、平成19年8月31日は15万6,000円、同年12月28日は19万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から同年11月1日まで  
申立期間においてA工場（現在は、B社）に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A工場に勤務していたことは、申立人が記憶している上司及び同僚の氏名が同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること、及び同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員1人が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、A工場の元事業主及び元給与担当者は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

また、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、昭和32年5月に9人、同年10月に26人、33年3月に7人、同年6月に13人となっており、申立期間当時、同事業所は、従業員を一定時期にまとめて厚生年金保険に加入させていることが確認できる上、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の加入記録がある従業員のうち聴取することができた18人のうち、3人は、申立人が記憶する上司が厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和32年8月）した後に厚生年金保険に加入（昭和32年10月）しているにもかかわらず、その上司を覚えていることから、同事業所は入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から提出された給与明細書（給与支払封筒）には、給与の支給年月日の記載が無い上、当該明細書に記載されている「保 100」は、保険料 100 円（被保険者負担額）と考えられるところ、当該金額は申立期間当時の健康保険料、厚生年金保険料又は両保険料の合計額のいずれの額とも一致しない。

加えて、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間当時勤務していたA社における加入記録が無いことが分かった。

昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社したが、同年 12 月末に帰省した際、病弱な母親から会社を辞めて帰ってくるように頼まれ、34 年 1 月末の退職を決意した。退職する昭和 34 年 1 月 31 日までは頑張らねばと努力し勤務した記憶が強く残っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで在職していたと主張しており、申立人が同社を退職後に就職した市役所の申立人に係る人事記録の前職経験の民間欄にも、「S33. 4. 1 S34. 1. 31 A社」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によると、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 27 日までとなっていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同社は、「当該被保険者名簿によれば、当社は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和 34 年 1 月 27 日として届け出ており、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人から聴取しても、厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない上、A社の元事業主及び元給与担当者は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、



証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から38年8月まで

昭和29年12月にA社に入社し、同社が移転した昭和30年6月以降も引き続き同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社が移転した昭和30年6月1日以降も引き続き同社に勤務していたことは、オンライン記録により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員二人が、「申立人の勤務期間は分からないが、申立人は、会社が移転した後も引き続き勤務していたことを覚えている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A社は、平成7年2月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、当時の事業主は死亡している上、同社の元社会保険事務担当者は、「毎月、社会保険事務所（当時）から送られてくる納入告知と事業主負担額及び被保険者負担額の合計額とを突合していたので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、誤りに気付くと思う。」と述べており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間は98か月と長期間であり、この間に複数回の標準報酬月額の時給決定が行われる機会があったにもかかわらず、事業主において、申立人が厚生年金保険に加入していないことを気付かなかったとは考え難い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間における申立人

の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時におけるA社の同僚として記憶する二人は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。